

一般炭鉱業者(主として大手筋)が国鉄に納入する石炭の銘柄別平均単価から、本社費および利子を控除したものによっている。その他の石炭についても、輸送炭に準じて銘柄別単価を定める。第3章予算は予算実施計画・決算見込等予算一般について規定している。第4章物品は自家消費炭・ピッチ練炭・繰越炭等の会計整理について規定している。第5章財務計算は、経営成績表および資産負債表を作成すること、これらの提出について規定している。鉱業所としては固有の資本を持たず、種々の制約もあるので純粋計算はできないが、概括的な経営成績および財政状態を知り得るように規定している。第6章原価計算は産出炭の原価を精密に算出し、原価比較あるいは原価分析を行い、無駄を排除し、原価の合理的低下に寄与し、企業能率を測定し、経営の生産活動を正しく管理し得ることを期している。ここに規定する原価計算は事後原価計算であり、実際原価を鉱業所および坑単位に、1箇月を計算期間として行うのである。原価は山元原価・出炭総原価および送炭可能原価に区分される。山元原価の構成要素は物品費・労務費・経費および控除額(鉱業所の付帯雑収入で原価低減要素)からなっており、出炭総原価は山元原価に本社費および支払利子を加算したものであり、送炭可能原価は出炭総原価から自家消費炭価額を差引いたものである。事後原価計算であるために、毎月平均して支出されない経費を指定し、これ等指定経費については、年間予定額により月割計算によって原価に加算することとし、期間平均を期している。原価要素の細目については付属様式に定めているが、原価外要素については、本文において規定している。なお付属様式には伝票(一般の伝票と異なる)、財務計算諸表および原価計算諸表の内容を明らかにしている。(竹沢謙二)

たんこうせん 胆江線 東北本線水沢駅を起点とし、米里を経て火石駅(岩手県江刺郡米里村)を終点とする国鉄自動車路線で、これを所管する一関自動車営業所を一関市に、また水沢支所を水沢市に設置している。線名は経過地胆沢・江刺両郡の頭文字をとった。

1 区間・キロ程および沿革

水沢・火石 34km 昭19・12・25開業

2 営業範囲 小荷物および貨物の運輸営業を行っている。

3 接続駅 水沢。

4 使命 戦時中に

開設された原産地路線で、岩谷堂を中心として胆沢・江刺両郡にまたがり、沿線から生産される物資を輸送する貨物路線である。降雪量が多いため通年運転を行っている。

5 特長 長車扱貨物のほか小口扱貨物の取扱も多い。(福田幸市)



約があっても、その特約は無効とされる。わが商法上堪航能力は、その航海の最初の港を発航するときにあればよいとされているが、英国では各港を出帆することに、これを保持せねばならないこととなっている。

参考文献 宮本清四郎著 海運の実務。(今留光国)

たんこうようひん 炭鉱用品(国鉄の) 志免鉱業所において使用する物品。炭鉱用品および鉱業所において生産した石炭の受払については炭鉱用品等取扱手続(昭28・11・6 資計第6,023号依命通達)に規定されている。

志免鉱業所は元来、独立採算の体制をとって業務を行ってきたのであるが、その特殊な業務に適應する規程がなかった。ところが炭鉱經理規程(昭和28・6 総裁達第421号)が制定されて、鉱業所の原価計算について体系が整えられ、これにつづいて、昭和28・8 鉱業所資材課に所属した用品庫が廃止され、資材課は倉庫を含んだものとなった。これら規程の制定または組織の改正とともに、鉱業所における物品の管理についても炭鉱用品等取扱手続を定め、物品事務規程、物品準備規程、炭鉱經理規程等に定める以外の特殊な取扱方については、この手続によって処理することになった。

1 手続の目的 この手続は、炭鉱用品および石炭類の受払を明らかにし、鉱業所の原価計算を適正にするために行うものであり、貯蔵品の払出し、発生品の受入区分、売却差額の整理等の経費整理についてはすべて原価計算に即応して行い、鉱業所の経営合理化に資するよう規定したものである。

2 炭鉱貯蔵品 鉱業所で使用するため、資材課で保管する貯蔵品を炭鉱貯蔵品と呼んでいる。炭鉱貯蔵品という保管区分が設定されるまでは、第2貯蔵品として運用されていたのであるが、炭鉱用品は鉱業所において使用されるものが多く、とくに鉱業所の経営管理のためには第2貯蔵品から分離して、貯蔵品の受払残高を把握する必要から、この保管区分を設定した。

3 資材課の業務基準 資材課長の下には企画・調達・調度・現品・坑木・計算・検査の非現業部門と、現品の保管および受払を行う現業部門の倉庫において業務を行うものであり、この性格は工場用品倉庫の場合と同様である。なお資材課長は物品出納長、資材課長補佐は物品出納役、資材課員(倉庫員)は物品出納員として現品の出納保管にあたり、石炭類の受払については、選炭職場長が物品出納員となってその業務を取り扱っている。

4 炭鉱用品の出納

(1) 物品の区分および出納 炭鉱經理規程が石炭鉱業原価計算にならって作成されているため、物品費についても他の石炭鉱業とはほぼ同様の区分がなされている。すなわち物品費を事務用備用品・被服・工具器具備用品・雑用石炭・木材類・金属類・火薬類・電気用品・ゴム製品・油類・動力用石炭・施設保守材料および雑物品費に区分し、この区分によって勘定科目が作成されているので、決算額によって物品の使用額を把握することができる。

以上の物品費のうち事務用備用品・被服・工具器具備用品中の保護具および雑用石炭を調度用品、その他を工事用品とし、調度用品については鉱業所長の定める配給基準によって配給し、工事用品は原則として物品領収券によって使用のつど引渡しをする。しかしながら、日常使用する材料は、使用のつど引渡すことを原則としているが、坑道改修のような工事経費の工事に使用する材料等は、工事の進ちょく状況に合わせて、数量をとりまとめて決算できることとしている。したがって前述のとおり炭鉱においては物品が原則として引渡し扱であり、これは予